

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和4年3月29日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年5月6日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
山形県監査委員 星 川 純 一  
山形県監査委員 松 田 義 彦  
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
こども医療療育センター	収入事務が適切でないもの	誤徴収を行った対象者には、誤徴収を行った日から還付を行った日までの日数に応じた遅延損害金を加えて還付手続を行った。 また、全ての徴収事務について正確な文書料金を記載した徴収事務一覧表を作成し、一覧表を用いたチェックを徹底する。 さらに、管理職等による法令や通知等の徴収根拠に係る定期的な確認を行い、ミスを未然に防止する。